

平成 3 1 年度 東北女子短期大学 学則

第 1 章 総 則

第 1 条 本学は教育基本法並びに学校教育法の定めるところにより家政学に関する学術
技芸を研究教授し、その実地的な応用能力を伸長すると共に人格の完成に努め、
民主的な文化国家および社会の有為な形成者となるべき指導的人材を育成し、
兼ねて教育職員を養成することを目的とする。

2. 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究
活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第 4 0 条
で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を
受けるものとする。

第 2 条 本学は東北女子短期大学と称する。

第 3 条 本学に次の学科を置く。

生 活 科

保 育 科

2. 生活科は、食を中心に生活を健康で豊かに過ごすための知識と技術を学び社会
に貢献できる栄養士などの養成を目的とする。
保育科は、現代社会に求められる確かな専門知識と技術を備えた人間性豊かな
幼稚園教諭・保育士の養成を目的とする。

第 4 条 本学の修業年限は次の通りとする。

生 活 科 2 年

保 育 科 2 年

ただし、在学年限は 4 年をこえてはならない。

第 5 条 本学の学生定員は次の通りとする。

生 活 科	入学定員	9 0 名	収容定員	1 8 0 名
-------	------	-------	------	---------

保 育 科	入学定員	1 0 0 名	収容定員	2 0 0 名
-------	------	---------	------	---------

第2章 教育課程

第6条 生活科・保育科の授業科目は共通教養科目・外国語科目・保健体育科目・専門教育科目に分け、その単位数および履修の方法は別表の通りとする。

第7条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容を標準として、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
ただし別に定めるものについては30時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
ただし別に定めるものについては15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。
ただし別に定めるものについては30時間をもって1単位とする。

第8条 生活科・保育科の学生は2年以上在学し、次の通り62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 共通教養科目については、8単位以上を修得すること。
- (2) 保健体育科目については、講義および実技各1単位計2単位を修得すること。
- (3) 専門教育科目については、40単位以上を修得すること。

第9条 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て他の大学または短期大学の教育施設において行った学習を、本学における授業科目の履修とみなして、単位を与えることがある。

2. 本学に入学する前に学生が大学または短期大学において修得した単位を本学に入学した後の授業科目履修の単位とみなし前項と合わせて15単位まで認定することがある。

第10条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の規定によるほか、教育職員免許法および同法施行規則等の規定による単位を修得しなければならない。

2. 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次の通りとする。

保 育 科 幼稚園教諭二種免許状

第11条 生活科において、栄養士の資格を得ようとする者は第8条の規定によるほか、栄養士法および同施行令並びに同施行規則等の規定による単位を修得しなけ

ればならない。

2. 保育科において、保育士の資格を得ようとする者は第8条の規定によるほか、児童福祉法および同施行令並びに同施行規則等の規定による単位を修得しなければならぬ。

第12条 本学所定の授業科目を一または複数履修しようとする者があるときは、正規の学生の学習に差支えない範囲において教授会の議を経て科目等履修生または聴講生として学長は履修を許可することができる。

2. 科目等履修生として入学を許可される者は、本学において就学するに必要な学力があると認められた者に限る。
3. 科目等履修生規程は学長が別にこれを定める。
4. 聴講生規程は学長が別にこれを定める。

第3章 学習の評価および卒業認定

第13条 各授業科目の履修を修了した者には単位を与える。単位を与えることの認定は、履修科目の出席状況および試験、論文、報告書等の成績によってこれを行う。ただし、実験、実習、演習および実技は平常の成績により評価することができる。

2. 授業料その他の納入金を未納の者はこの評価を受けることができない。

第14条 評価は原則として学期末に行う。評価は秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

第15条 病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受けることができなかった者、または所定の試験で不合格になった者については、願出により追試験または再試験を行うことがある。

第16条 生活科・保育科に2年以上在学し、第8条の規定に従い62単位以上を修得した者には、教授会の議を経て学長は卒業を認定する。

2. 本学を卒業した者には学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
3. 学位規程は別にこれを定める。

第4章 第17条から第24条まで削除

第5章 第25条から第32条まで削除

第6章 学年・学期および休業日

第33条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第34条 学年は次の2期に分ける。

前 期	4月1日より9月30日に至る
後 期	10月1日より翌年3月31日に至る

第35条 休業日は次の通り定める。

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

柴田学園創立記念日（5月14日）

春季休業 3月25日より4月1日まで

夏季休業 8月1日より8月31日まで

冬季休業 12月28日より翌年1月5日まで

ただし、休業中でも必要ある場合は授業を行うことがある。

第35条の2 授業日数は、試験等を含め年間35週を下らないものとする。

第7章 職員および教授会

第36条 本学に次の職員を置く。

学 長	校務を掌り、所属職員を統督する
教 授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
准 教 授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
講 師	教授または准教授に準ずる職務に従事する
助 教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

助 手	その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する
副 手	助手に準ずる職務に従事する
司 書	本学附属図書館図書等の管理に関する事務を掌る
技術職員	技術に従事する
寮務職員	寄宿寮の事務を掌り学生の寮生活を指導する
事務職員	本学の事務に従事する

第36条の2 本学の教授であった者は、別に定める規定により、名誉教授の称号が授与されることがある。

第37条 本学に教授会を置く。

2. 教授会は学長および教授、准教授、専任講師をもって組織する。ただし、特に必要と認めたときは、その他の職員を加えることがある。
3. 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。
4. 教授会は構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

第37条の2 教授会において次の事項を審議、学長は意見を聴取し決する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の学習評価に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する事項
- (6) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- (7) その他学長が必要とする事項

第37条の3 その他教授会の運営に関し必要とする事項については学長が別に定める。

第8章 入学・休学および退学

第38条 本学に入学を志望する者は次の各号の何れか一の資格に該当することを要する。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前項に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育12年の課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

第39条 前条による入学志願者にして所定の入学検定に合格した者に対し学長が入学を許可する。

第40条 本学の入学期は学年の始めとする。

- 2. 入学に関する手続は別にこれを定める。

第40条の2 入学を許可された者は保証人を定め指定の期間内に届け出なければならない。

- 2. 保証人は父母または成年の親族にして独立の生計を営む者とし、学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。
- 3. 保証人が変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

第41条 本学に編入学および転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て入学を許可することがある。

- 2. 編入学および転入学を許可された者の既習単位の取り扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3. 編入学および転入学の時期は、原則として学年の始めとする。

第42条 他の大学等へ転学を希望する者は、保証人連署の上学長に願い出て、学長の許可を得なければならない。

第43条 病気その他やむを得ない事情により3ヶ月以上就学することのできない者は、保証人連署の上休学を願い出ることができる。

- 2. 休学の期間は1年をこえることができない。ただし、特別の事情があると認められた者にあつては引続き更に1年まで延長することができる。
- 3. 休学の期間は在学年数に算入しない。

第43条の2 休学期間満了のとき、または休学期間内であってもその事由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。

第44条 退学しようとする者は、その事由を詳細に記し、保証人連署の上願い出なけれ

ばならない。

第45条 願いにより退学した者が2年以内に再入学を願い出た場合は、審査の上学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものと認め、修業年限を通算することがある。

第46条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条に規定する在学年限を越えた者
- (2) 死亡または行方不明の者
- (3) 正当な理由がなくて授業料その他の諸納入金の納入を怠った者

第47条 入学・休学・退学および復学・再入学の許可は教授会の議を経て学長がこれを行う。

第9章 学 費

第48条 本学の学費は次の通り定める。

入学検定料		2万円
入 学 金		20万円
授 業 料	年額	55万円
教育充実費	年額	25万円
施設整備費	年額	10万円

第49条 既納の授業料その他の諸納入金は、別に定める場合を除き返付しない。

第50条 授業料その他の諸納入金は本学に学籍を有する間出席の有無にかかわらず各学期始め指定の日までに年額の2分の1宛2回納入しなければならない。

ただし、願い出により年10回に分納することができる。

第51条 休学の場合は在籍料を所定の期日までに納入しなければならない。

在籍料は半期3万円、年間6万円とする。

第52条 削除

第53条 実験・実習費その他教育に必要な費用を別に徴収することがある。

2. 前項の納入金の種類・金額・納入期日等については別に定める。

第10章 第54条から第55条まで削除

第11章 公開講座・講習会

第56条 家政に関する学術技芸の普及と成人教育の充実および現職教育のため本学に公開講座・講習会その他の機関を設けることができる。

第57条 公開講座・講習会等に関する細則は別にこれを定める。

第12章 図書館

第58条 本学に附属図書館を設ける。

第59条 図書館利用規程は別にこれを定める。

第13章 寄宿寮および厚生保健施設

第60条 本学は学生のため寄宿寮を置く。

第61条 寄宿寮規程は別にこれを定める。

第62条 本学学生の生活の福利と修学目的の達成を図るため、厚生保健施設を置く。

第63条 厚生保健施設に関する規定は別にこれを定める。

第64条 本学学生の健康増進のため運動場、体育館、衛生施設等の施設を設け、学校医、厚生主任を置く。

第14章 褒賞・奨学・懲戒

第65条 本学の学生にして性行善良、身体強健、学術優秀で他の模範となる者は、教授会の議を経て学長はこれを褒賞する。

第66条 学資支弁困難にして性行善良、身体強健、学術優秀なる学生は、柴田学園奨学

規程の適用を受けることができる。

第67条 本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、成業の見込みない者に対しては教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対し行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に反した者

附則 本学則は平成31年4月1日より施行し、平成31年度以降の入学生についてこれを適用する。

【別 表】

授業科目の 区分	学科名	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
共通教養科目	生活科 保育科 (共通)	倫理学		2	
		心理学		2	
		国文学		2	
		法学		2	日本国憲法を含む
		経済学		2	
		社会学		2	
		化学		2	
		生物学		2	
		キャリア基礎		1	
		暮らしと学び	1		
		津軽を探る		1	
		計	1	18	選択科目から7単位以上必修
外国語科目		英語(1)		2	
		英語(2)		2	
		中国語		2	
		計		6	
保健体育科目		保健体育	1		
		体育実技	1		
		計	2		

授業科目の 区分	学科名	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	生活科	家庭と社会	2		家族関係学を含む
		食生活論		2	(栄養と健康)
		解剖学		2	(人体の構造と機能)
		解剖生理学実験		1	(人体の構造と機能)
		運動生理学		2	(人体の構造と機能)
		生化学		2	(人体の構造と機能)
		生化学実験		1	(人体の構造と機能)
		栄養学総論	2		(栄養と健康)
		栄養学各論		2	(栄養と健康)
		栄養学実習		1	(栄養と健康)
		臨床栄養学		2	(栄養と健康)
		臨床栄養学実習		1	(栄養と健康)
		公衆栄養学		2	(栄養の指導)
		食品学総論	2		(食品と衛生)
		食品学各論		2	(食品と衛生)
		食品学実験		1	(食品と衛生)
		食品加工学		2	(食品と衛生)
		食品加工学実習		1	
		食品衛生学	2		(食品と衛生)
		食品衛生学実験		1	(食品と衛生)
		公衆衛生学		2	(社会生活と健康)
		社会福祉		2	(社会生活と健康)
		調理学	2		(給食の運営)
		調理実習(1)	2		(給食の運営)
		調理実習(2)		2	(給食の運営)
		栄養指導論(1)		2	(栄養の指導)
		栄養指導論(2)		2	(栄養の指導)
		栄養指導実習(1)		1	(栄養の指導)
		栄養指導実習(2)		1	(栄養の指導)
		給食計画		1	(給食の運営)
		給食実務		1	(給食の運営)
		給食管理実習(1)		2	(給食の運営)
		給食管理実習(2)		1	(給食の運営)
		食育実践演習(1)		1	
食育実践演習(2)		1			
情報処理		2			
被服製作実習	2				
暮らしと被服		2	※		

授業科目の 区分	学科名	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	生活科	暮らしと住まい		2	※
		育児と家族		2	※実習を含む
		生理学		2	(人体の構造と機能)
		医事知識		2	
		医療秘書実務		2	
		医療事務総論		2	
		医療管理学		2	
		診療報酬事務演習(1)		1	
		診療報酬事務演習(2)		1	
		医療情報処理演習(1)		1	
		医療情報処理演習(2)		1	
		事務機器演習		1	
		簿記		2	
		現代作法学		2	
		硬筆		1	
		生活と色彩		1	
		マーケティングと社会		1	
		高齢者と生活		1	
		キャリア演習		1	
		津軽の手工芸		1	
		情報表現とデザイン		1	
		ビジネス・情報用語の基礎知識		2	
			計	14	80

授業科目の 区分	学科名	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	保育科	教育原理と教職論	2		
		教育心理学	2		
		特別支援教育	2		
		人間関係の指導法	1		
		環境の指導法	1		
		言葉の指導法	1		
		図画工作(1)	2		
		体育(1)	2		
		音楽(1)	2		
		幼児理解と援助		1	
		教育相談と支援		2	
		保育内容指導法		1	
		健康の指導法		1	
		表現の指導法		1	
		教職実践演習(幼)		2	
		教育制度・課程論		2	
		情報技術		2	情報機器及び教材の活用を含む
		国語科概論		2	
		生活科概論		2	
		教育方法・技術		1	
		教育実習		5	事前・事後指導1単位を含む
		保育原理(1)	2		
		子ども家庭福祉(1)	2		
		社会的養護(1)	2		
		社会福祉	2		
		子どもの保健	2		
		乳児保育(1)	2		
		子どもの食と栄養	2		
		子どもと音楽	2		
		健康	2		
		表現	2		
		子ども家庭支援論		2	
		保育者論		2	
		保育の計画と評価		2	
		乳児保育(2)		1	
		子どもの健康と安全		1	
		社会的養護(2)		1	
		子育て支援		1	
		保育実習(1)		4	
		保育実習指導(1)		2	
		保育実習(2)		2	
保育実習指導(2)		1			

授業科目の 区分	学科名	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	保育科	保育原理(2)		2	
		子ども家庭福祉(2)		2	
		言葉		2	
		子どもと造形		2	
		音楽(2)		2	
		図画工作(2)		2	
		体育(2)		1	
		在宅保育		2	
		子どもの文化と遊び		2	
		子どものための総合演習		2	
		計	35	60	

